

布川事件再審無罪判決に関する会長声明

本日、水戸地方裁判所土浦支部は、いわゆる「布川事件」の再審公判において、櫻井昌司氏と杉山卓男氏に対して、無罪判決を言い渡した。

「布川事件」は、警察が、客観的証拠のないまま、犯人が二人組であるという推定のみで櫻井氏・杉山氏を強盗殺人事件の犯人として逮捕した明白な冤罪事件である。捜査機関は、両氏を逮捕後、密室の取調室で、偽計や脅迫を用いた取調べを行い、強引に両氏の虚偽自白調書を作成し、両氏を起訴した。そして、裁判所も、このような虚偽自白調書や、曖昧な目撃供述について安易に信用性を認め、両氏に有罪判決を下した。

「布川事件」の取調べ及び裁判の過程には、取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音）のない、密室での取調べの弊害の数々が顕著に認められる。例えば、裁判所は、警察の取調べの最終段階における自白録音テープに依拠し、両氏の自白調書の任意性を認めた。自白の一部を録音したテープにより、裁判所が自白の任意性を認めたことは、現在、検察庁・警察の取調べで行われている一部録画が、事実認定者の判断を誤らせる危険性をもつことを端的に示している。

さらに、同事件では、両氏が無罪であることを示す証拠が第二次再審請求後まで隠蔽され続けた。このような検察官の姿勢は、全面証拠開示が法制化されていないことの問題点を明確に浮き彫りにしたものと言える。

本日の判決は、以上の問題点を有する事件について両氏を無罪としたものである。その意味で、遅きに失したとはいえ、ようやく正義を実現した判決といえる。

しかしながら、本日の判決に至るまで、両氏は29年余もの間身体拘束下に置かれ、43年余もの間、強盗殺人犯の汚名を着せられた。このような筆舌に尽くしがたい苦しみを負わせてきた警察・検察及び裁判所の誤判に対する責任は重く、真摯に反省すべきである。そして、警察及び法曹三者は、その根を断ち切る改革を断行しなければならない。

当会は、本日の判決を受けて、検察官に対して、直ちに控訴権を放棄し早期に両氏を強盗殺人犯の汚名から名実ともに解放することを強く求める。と同時に、今後二度と、櫻井氏・杉山氏のような冤罪被害者を生み出さないために、そして、市民を冤罪や不当な身体拘束から守るために、すべての被疑者及び参考人について、取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音）の実現を求める。もはや取調べの可視化しかない。

2011年（平成23年）5月24日

大阪弁護士会

会長 中本和洋